

# 徳島県情報公開審査会答申第147号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成26年12月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して次の公文書公開請求を行った。

- (1) H○. ○. ○日付けの○○新聞記事に係る県がJA○○に改善命令をした関係書類一式（以下「本件請求1」という。）
- (2) JA○○に対する直近の定期監査結果及び指摘要項（事項）が分かる書類（以下「本件請求2」という。）

### 2 実施機関の決定

平成26年12月26日、実施機関は、本件請求1に係る公文書を「H○. ○. ○日付けの○○新聞記事に係る、県がJA○○に改善命令をした関係書類一式」と特定し、公文書公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

また、平成27年1月14日、本件請求2に係る公文書を「平成26年度○○農業協同組合検査書（以下「本件公文書」という。）」と特定し、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

さらに、同年3月9日、本件処分において非公開とした情報のうち、「検査に従事した者の職氏名」を公開する本件処分の一部を変更する処分を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成27年2月17日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行い、同年3月2日及び同月6日、異議申立ての一部を補正した。

### 4 諮問

平成27年3月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、部分公開決定としながらほぼ全て黒塗りで公開した。担当に理由を尋ねると、「平成23年3月の審査会(答申第111号)の答申に従って公開した。」「平成23年当時は出せたが、今は〇〇で出せない。」との説明があった。

私が異議申立てをした平成22年当時の開示内容より酷く全て黒塗りで状態になっており、更に県の検査した職員名まで全て黒塗り行為は到底理解できない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分理由は、概ね次のとおりである。

### 1 農業協同組合について

農業協同組合(以下「農協」という。)は、その行う事業により組合員のために最大の奉仕をすることを目的とする法人であり(農業協同組合法(以下「法」という。)第8条)、その組合員の資格は、農業者であること、農協の地区内に住所を有することなど、各農協の定款において定められている(法第12条)。

農協は、法第10条第1項において事業の範囲が定められており、主な事業として、組合員に対する資金の貸付け及び貯金・定期積金の受入れを行う「信用事業」、組合員の事業又は生活に必要な物資を供給する「購買事業」、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売を行う「販売事業」、生命、医療、火災、自然災害等の「共済事業」などを行っており、これらの経済活動を行う上では、民間企業等と競争的な地位にある。

### 2 農協に対する検査について

実施機関は、法第94条各号の規定に基づき農協の業務又は会計の状況について検査を行っており、その目的は、徳島県農業協同組合等検査規則(以下「検査規則」という。)第2条において、「業務又は会計を合法性、合目的性及び合理性をもって運営されているかどうかを的確に把握し、組合に対し適切な指導を行い、組合の健全な事業の運営を確保し、もって組合の健全な発達の促進に資すること」と、検査事項は、第3条において、「組合の業務の運営に関する事項」及び「組合の資産、負債及び資本並びに損益に関する事項」の全部又は一部と定めている。

また、検査規則第17条第1項において、「検査員は、検査の結果、組合の業務又は会計について特に是正又は改善を要する事項があると認めるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、知事に提出しなければならない。」と、第2項において、「知事は、前項の規定による検査書の提出があった場合において、組合の事業の健全な運

営を確保するため必要があると認めるときは、速やかに、検査書を組合に交付し、是正又は改善を求めるものとする。」と定めている。

### 3 本件公文書について

実施機関は、法第94条第4項の規定に基づき、平成26年度に〇〇農業協同組合に対する検査（以下「本件検査」という。）を実施している。

本件公文書は、実施機関が本件検査終了後に当該農協の財務内容、組織管理、事業運営等において、是正又は改善を要する事項等を記載し、当該農協に対して是正又は改善を求めた検査書であり、検査の目的及び検査基準日等を記載した「第1 検査の要領」、検査結果を総括的に記載した「第2 検査総評」、是正又は改善を要する事項を記載した「第3 改善を要する事項」及び財務状況について検査した結果をとりまとめた「第4 検査結果取りまとめ表」から構成されている。

### 4 本件処分の理由について

#### (1) 条例第8条第1号の該当性

本件公文書に記載された事項中「第3 改善を要する事項」には、貸付金延滞者、貯金者、共済契約者の氏名及び貯金口座番号が記載されている部分がある。

氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報については、条例第8条第1号に該当し、同条同号ただし書きには該当しない。

#### (2) 条例第8条第2号の該当性

本件公文書中の「第2 検査総評」及び「第3 改善を要する事項」には、当該農協の財務内容、組織管理及び事業運営等に係る是正又は改善を要する事項が記載されている。

また、「第4 検査結果取りまとめ表」には、是正又は改善を要する事項の根拠となった当該組合の財務状況に関する情報が記載されている。

これらの情報が公開されると、農協の信用事業等の利用者や取引関係者等が農協に信用不安を抱くなど、当該農協の社会的信用に影響を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、組織管理、事業運営及び財務に関する情報は、農協の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら限定する利益を有する情報（内部管理情報）としてとらえられるものであり、当該農協の意思にかかわらず公にすることは、当該農協の正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、本件公文書のうち非公開とした部分は、条例第8条第2号に規定する「公にすることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

#### (3) 条例第8条第4号の該当性

実施機関は、検査の結果、組合の業務又は会計については是正又は改善を要する事項が認められるときは、組合の事業の健全な運営を確保するために、速やかに検査書を組合に交付し、是正又は改善を求めるとされていることから、「検査書」は、条例第8条第4号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」である。

県が農協に対して行った当該検査は、捜査機関による搜索及び差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、農協との信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取などについて、農協の積極的な協力が不可欠である。

仮に、県において本件公文書の「第2 検査総評」、「第3 改善を要する事項」及び「第4 検査結果取りまとめ表」に記載された非公開とした部分が公開されることになれば、農協の内部管理情報が公となることから、県と農協との信頼関係が損なわれるとともに、農協が検査に対して非協力的、消極的な態度を取ることが予想される。その結果、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が生じる。

また、検査書の内容が公開されることによって、検査員は、農協の社会的信用に与える影響の大きさを懸念し、検査に際して、率直な意見を表明することについて萎縮し消極的になることが予想され、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件公文書の非公開とした部分は、条例第8条第4号に規定する「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（非公開情報）に該当する。

#### (4) 結論

以上により、条例第8条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

なお、異議申立人は、異議申立ての理由として、平成22年当時の開示より酷く全て黒塗り状態になっている旨、徳島県情報公開審査会答申第111号に係る案件である漁業協同組合の検査書に係る部分公開決定処分と本件処分を比較して主張していると推測されるが、本件処分は平成22年当時の処分と同様の理由により、条例第8条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開したものである。

更に県の検査した職員名まで全て黒塗り行為は到底理解できない、と主張しているが、検査に従事した者の職氏名については、本件処分を一部変更し、既に異議申立人に公開している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 答申第111号について

実施機関は、本件事案に関係する農協以外にも各種法令に基づき各団体を対象とした検査を実施しており、当審査会においても平成23年3月18日付け答申第111号（以下、「答申第111号」という。）により、漁業協同組合（以下「漁協」という。）に関する検査書類を部分公開とした処分に係る異議申立事案について答申し、また、平成27年5月11日付け答申第141号（以下、「答申第141号」という。）により、本件事案と同じ農協に関する検査書類を部分公開とした処分に係る異議申立事案について答申した例がある。

答申第141号では、農協と漁協との比較を行い、両者の法人としての設立目的や事業内容が概ね同じであること及び両者ともに事業を行う上で社会的信用の下に民間企業等と競争的な地位にあることが認められるとし、農協の検査書類に記載された情報の条例第8条第2号の該当性を判断するに当たっては、答申第111号における漁協の検査書類に対する考え方と同様に、農協の公正な競争関係における地位又は法人としての自律性等を害することがないよう慎重に判断する必要があるとしていることから、本件事案の審議についても、条例第8条第2号の該当性を判断するに当たっては、答申第111号の考え方を踏襲することができる。

異議申立人は、「私が異議申立てをした平成22年当時の開示内容より酷く全て黒塗り状態になっており」と主張するところ、この「平成22年当時の開示内容」とは、答申第111号において審議した漁協に関する検査書類のことである。

他方、実施機関は、「本件処分は、答申第111号に係る案件である漁協の検査書に係る部分公開決定処分と同様の理由により、条例第8条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開したものである。」と主張しており、両者の主張が相反している。

このことから、本件事案の審議に当たっては、実施機関が主張する条例第8条各号の該当性を判断するとともに、本件公文書と答申第111号に関する漁協の検査書類を比較し、実施機関が条例第8条第2号の該当性を判断するに当たって、答申第111号と同様の考え方により非公開としているか、また、その他の各号の判断について、答申第111号の考え方と比較して不合理な点はないかについても検証することとする。

## 2 本件公文書について

実施機関は、法第94条第4項の規定に基づき、農協に対する検査を実施しており、検査終了後には、検査規則第17条第2項の規定に基づき、被検査団体である当該農協に対して是正又は改善を要する事項をとりまとめた検査書を交付している。

本件公文書は、実施機関が本件検査において被検査団体である〇〇農協に対して交付した検査書であり、「表紙」、「目次」、「第1 検査の要領」欄、「第2 検査総評」欄、「第3 改善を要する事項」欄、「第4 検査結果取りまとめ表」欄から構成され

ている。

よって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

実施機関は、本件公文書に記載された情報のうち、次の情報が条例第8条各号に該当するとして非公開としているため、以下、各号の該当性について検証する。

第1号	「第1 検査の要領」欄のうち、検査に従事した者の職氏名
	「第3 改善を要する事項」欄のうち、貸付金延滞者、貯金者、共済契約者の氏名及び預金口座番号
第2号	「第2 検査総評」欄の一部
	「第3 改善を要する事項」欄
	「第4 検査結果取りまとめ表」欄の一部
第4号	「第1 検査の要領」欄のうち、検査に従事した者の職氏名
	「第2 検査総評」欄の一部
	「第3 改善を要する事項」欄
	「第4 検査結果取りまとめ表」欄の一部

### 3 条例第8条第1号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定めている。

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、「イ法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護す

るため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ公務員の職務遂行に関する情報」については、当該非公開情報から除外する旨を定めている。

さらに、「ハ公務員等の職務遂行に関する情報」のうち、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は非公開とすべき旨を定めている。

## (2) 条例第8条第1号の該当性について

### ア 「第1 検査の要領」欄

実施機関は、当該欄に記載された情報のうち、検査に従事した者の職氏名が本号に該当するとして非公開としているが、当該情報の非公開該当性については、6の(1)に後述する。

### イ 「第3 改善を要する事項」欄

実施機関は、当該欄に記載された情報のうち、貸付金延滞者、貯金者、共済契約者の氏名及び預金口座番号が本号に該当するとして非公開としている。

当審査会において見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、直接的又は他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別できる情報であると認められることから、当該情報は本号本文に該当する。

また、当該情報を何人にも公にする法令上の根拠や慣行もないことから、本号ただし書イに該当せず、さらにロ及びハのいずれにも該当しないことは明白であるため、当該情報が本号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 4 条例第8条第2号の該当性について

### (1) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

本号にいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業

を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例としては、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

## (2) 条例第8条第2号の該当性について

### ア 「第2 検査総評」欄及び「第3 改善を要する事項」欄

実施機関は、当該欄に記載された情報のうち、当該農協の役割及び役職員の責任についての記載並びに一部の表題を除く情報が本号に該当するとして非公開としている。

当審査会において見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、当該農協の財務内容、組織管理、事業運営等における是正又は改善を要する事項であると認められることから、本号に規定する「法人その他の団体に関する情報」に該当する。

そして、当該情報を公にした場合、農協の社会的信用に影響を与えるなど、農協が行う信用事業等において、民間企業との競争的な地位を害するおそれがあることから、当該情報は、本号に規定する「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるもの」と認められる。

また、農協の財務内容、組織管理、事業運営等における是正又は改善を要する事項については、そもそも農協の内部管理に属する事項であり、その取扱いについて社会通念上当該法人の自由が尊重されるべきものである。よって、一般的に内部管理の分野としてとらえられる情報を当該農協の意思にかかわらず公にすることは、当該農協の自律性への不当な侵害となるおそれがあることから、当該情報は、本号に規定する「公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

さらに、当該情報と答申第111号において当審査会が非公開が妥当と判断した情報を比較すると、どちらも財務内容、組織管理、事業運営等における是正又は改善を要する事項であり、答申第111号との比較という面からも、当該情報を非公開とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

なお、実施機関が非公開とした情報のうち、「表題の一部」及び「検査結果の総評部分」については、答申第111号に関する漁協の検査書類では公開されていたが、本件公文書における「表題の一部」は、それ自体が是正又は改善



を要する事項を連想させるものであり、「検査結果の総評部分」は、是正又は改善を要する事項と一体となって文書を構成しており明確に区分することが困難な情報であることから、これらの情報を非公開とした実施機関の判断についてもやはり妥当であると認められる。

よって、実施機関が非公開とした情報は本号本文に該当し、また、当該情報が本号ただし書に該当しないことは明白であることから、当該情報が本号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 「第4 検査結果取りまとめ表」欄

実施機関は、当該欄に記載された「残高試算表」、「損益検討表」、「自己資本比率算定表」、「農業協同組合法施行令等適合表(帳簿上)」及び「リスク管理債権の検証結果表」のうち、一部の情報が本号に該当するとして非公開としている。

当審査会において見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、当該欄に記載された情報のうち、法第54条の3第1項の規定に基づき当該農協自らが公衆の縦覧に供している情報（以下「農協公表情報」という。）を除いた当該農協の財務状況に関する情報であり、これらは、答申第111号に関する漁協の検査書類には記載されていない情報であった。

また、当該情報は、本件検査における是正又は改善を要する事項の根拠とするために実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であり、その中には、農協公表情報をはじめとした法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報が含まれていないことが認められた。

よって、当該情報は、本号に規定する「法人その他の団体に関する情報」であり、前記アと同様の理由により、「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるもの」及び「公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

したがって、当該情報は本号本文に該当し、また、当該情報が本号ただし書に該当しないことは明白であることから、当該情報が本号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 5 条例第8条第4号の該当性について

### (1) 条例第8条第4号について

本号は、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであれば、広く本号の対象になる。

また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度は、単なる抽象的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が要求される。

## (2) 条例第8条第4号の該当性について

### ア 「第1 検査の要領」欄

実施機関は、当該欄に記載された情報のうち、検査に従事した者の職氏名が本号に該当するとして非公開としているが、当該情報の非公開該当性については、6の(1)に後述する。

### イ 「第2 検査総評」欄、「第3 改善を要する事項」欄及び「第4 検査結果取りまとめ表」欄

実施機関は、当該欄に記載された情報のうち、前記4の(2)において条例8条第2号に該当すると判断した全ての情報が本号にも該当するとして非公開としている。

前記2のとおり、本件公文書は、実施機関が本件検査終了後に検査規則第17条第2項の規定に基づき当該農協に交付した検査書であることから、本号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

また、実施機関が非公開とした情報が当該農協の内部管理の分野としてとらえられる情報であることは、前記4の(2)のとおりである。

そして、本件検査は、法第94条第4項の規定に基づく検査であり、被検査団体である農協が検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、法第99条の4の規定に基づき50万円以下の罰金（法第10条第1項第3号若しくは第10号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）が課せられるが、その手法は捜査機関による搜索及び差押えのような直接的又は物理的な強制力を行使するものではないことからすると、検査の実施に当たっては、「実施機関と農協との間の信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取等について農協の積極的な協力が不可欠である。」旨の実施機関の主張が認められるところであり、当該情報を当該農協の意思にかかわりなく公にした場合、農協との間の信頼関係が損なわれ、農協が検査に対して消極的な態度をとるなどして、適正な検査事務の実施に支障を生じさせるおそ

れがある。

よって、当該情報は、本号に規定する「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と認められることから、当該情報が本号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 6 その他

### (1) 検査に従事した者の職氏名について

実施機関は、本件処分において、「第1 検査の要領」欄に記載された検査に従事した者の職氏名が条例第8条第1号及び第4号に該当するとして非公開としていたが、平成27年3月9日付け評第3219号本件処分の一部を変更する処分により当該情報を改めて公開している。

異議申立人は、本件異議申立てにより、当該情報の公開を求めているが、これらは前記処分により全て公開されており、当該異議申立ては既にその利益を失っているため、実施機関において却下すべきものであって、当審査会において判断する余地はない。

### (2) 答申第111号との比較について

異議申立人は、答申第111号に関する漁協の検査書類と比べて酷く全て黒塗り状態になっている旨を主張するが、前記4の(2)のとおり、実施機関は、条例第8条第2号の該当性を判断するに当たって、答申第111号に関する漁協の検査書類と概ね同一の情報を非公開としており、新たに非公開とした一部の情報についても、適正な判断であると認められる。その他、条例第8条第1号及び第4号の該当性の判断についても、実施機関の判断は妥当であり、答申第111号における各号の判断と比較しても何ら不合理な点は認められなかった。

## 7 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 3月30日	諮問

5月15日	実施機関からの理由説明書を受理
7月22日	審議（第128回審査会）
9月4日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第129回審査会）
10月1日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第130回審査会）
11月25日	審議（第131回審査会）
12月25日	審議（第132回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長 会長職務代理者 (平成27年7月31日まで)
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	平成27年8月1日就任
益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長 (平成27年7月31日まで) 平成27年7月31日退任
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	